

## がんばる商店街！

### 秩父まるごと大売出し！

商店街の参加店が逸品・目玉商品をご用意します。どんな商品・サービスが出るかはお楽しみ！この機会に商店街までお越しください。

**とき** 12月20日(金)～25日(水)

※詳しくは、12月19日(木)の新聞折り込みチラシをご覧ください。

みやのかわ商店街

### チャンスカードセール

**セール** 12月21日(土)～30日(月)

**福引き** 12月26日(木)～30日(月)午後1時～7時

**ところ** ほっとすぽっと秩父館横

**参加方法** セール期間中に、みやのかわ商店街の各店にてお買い物額1,000円ごとにチャンスカードを贈呈(各店舗によって異なります)。2枚で1回の福引き(ハズレなし)に参加できます。

**問やすだ** ☎22-0511

東町商店街協同組合

1月8日(水)札所13番慈眼寺で行われる初薬師で、出張商店街を開催します。会場では、薬師粥や甘酒をご用意して皆さんをお待ちしています。

**問慈眼寺** 23-6813

※詳しくは、新聞折り込みチラシ、ポスターなどをご覧ください。



## 「ながら運転」の罰則が大幅に強化！

改正道路交通法の施行に伴い、12月1日から、車の運転中にスマートフォンなどを使用する「ながら運転」の違反点数と反則金が引き上げられ、懲役刑も重くなりました。

### 携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合

改正前	改正後
<b>【罰則】</b> 3月以下の懲役または5万円以下の罰金	<b>【罰則】</b> 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
<b>【違反点数】</b> 2点	<b>【違反点数】</b> 6点 (即免許停止)
<b>【反則金】</b> 大型 1万2千円 普通 9千円 二輪 7千円 小特等 6千円	非反則行為となり、すべて罰則を適用

悲惨な交通事故を起こさないためにも、車を運転するときのルールを改めて確認し、自身の運転習慣をもう一度見直してみましょう。

**問**市民生活課 ☎26-1133

このような依頼を受け、国民生活センターは、実店舗や通信販売されているマイクロSDカードを記憶媒体に用いている価格帯の異なる12銘柄の商品テストを実施し、

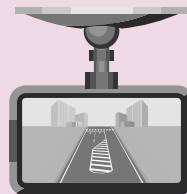
動しているかと思いき、運転していた事故に遭い、その様子を確認した何人も写っていないかった。

#### 【事例2】

ドライブレコーダーは普通に作動しているかと思いき、運転していた事故に遭い、その様子を確認した何人も写っていないかった。

#### 【事例1】

当て逃げ事故に遭い、警察からドライブレコーダーの映像提供を求められたが、5カ月前から作動しておらず、事故当時の映像が録画されていないかった。



「あおり運転」による事故をきっかけに証拠能力を発揮するドライブレコーダーを取り付ける方が増え、

「あおり運転」による事故をきっかけに証拠能力を発揮するドライブレコーダーを取り付ける方が増え、

消費生活センターからのお知らせ

**秩父市消費生活センター**  
毎週月～金曜日(祝祭日は休み)  
午前9時～正午、午後1時～4時  
☎2515200

このことでした。  
**消費者へのアドバイス**  
ドライブレコーダーを正しく使用するために、目的や使用方法に合った商品を選択しましょう。映像は定期的に確認し、SDカードは定期的にフォーマット(初期化)してください。また、繰り返し記録により劣化していく消耗品ですので、定期的に新品に交換しましょう。

結果を国民生活センターのHPで公表しました。(※商品テスト一覧2018年8月2日)  
併せてドライブレコーダーを取り付けている2,000人の消費者にアンケート調査も実施しました。その結果、  
・約9割の人が事故やトラブルの際の記録用として取り付けた  
・映像を確認したところのある人の中には「正常に映像が記録されていないかったことを経験したことがある」と回答した人がいた  
・約6割の人がSDカードのフォーマット(初期化)や交換が必要なことを知らず、フォーマットや交換をしていなかった  
・仕様に合っていないSDカードを使用していると思われる件もあった